

桜井市告示 第 275 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

令和 6 年 8 月 28 日

桜井市長 松井 正剛

記

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	区 域
大和都市計画道路 3・4・59 大福西之宮線	桜井市大字大福、大字西之宮

2. 関係図書の縦覧場所

桜井市役所 都市建設部 都市計画課